

2023年9月22日

関係者 各位

土木学会 事務局長
経理課長

インボイス制度施行に伴う対応について（お願い）

日頃、当学会の活動にご協力を頂き、誠に有難うございます。

さて、10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。それに伴い、2023年10月1日より各種会議、委員会、行事等に伴う旅費交通費やその他経費の立替え精算方法が変更となりますので、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

主たる変更点は以下の通りです。

- 立替えでの精算は新様式の『立替払実費精算請求書』と共に証憑となるもの（領収書等）を必ずご提出ください。
- 証憑となるもの（領収書等）は必ず原本（コピー不可）をご提出ください。
- 鉄道・船舶・バス利用において1回での取引で支払額が3万円を超える場合は領収書を必ずご提出ください。
- 上記に該当せず、領収書不要の場合でも利用した経路・料金がわかる資料（経路探索結果の出力等）をご提出ください。
- 領収書等が電磁的に発行されたもの（メール、Webからのダウンロード、ファイル転送サービス等）は電磁的に保管する必要がありますので、その原本（PDF）を立替払実費精算請求書と合わせてメールに添付するなどしてご提出ください（プリントアウトしたものは不可）。

詳しくは新様式の『立替払実費精算請求書』のExcelファイル中に
ある注意事項および想定問答集(FAQ)をご参照ください。その他ご不明な点は、
担当の事務局職員にお問い合わせをお願いいたします。

以上